



# 重要 小牧市不育症治療等助成事業のご案内

## ※必ず、お読みください

医療機関において不育症の診断を受けた方々の経済的負担を軽減するために、不育症検査及び不育症治療に要する費用（保険適用外分のみ）を助成します。

- 補助金を受けることができる医療行為は次のとおりです。
  - ・ 不育症検査
  - ・ 不育症治療
  
- 対象者は次のいずれにも該当する方です。
  - (1) 双方、またはいずれか一方が申請日において小牧市内に住民登録をしている方
  - (2) 婚姻届を出されているご夫婦、または事実婚関係にある男女
  - (3) 医療保険加入者、または被扶養者、若しくは生活保護法に規定する医療扶助、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び、永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する医療支援給付対象者
  - (4) 市税(市県民税、固定資産税及び国民健康保険税)を滞納していない方
  - (5) 産科、婦人科、産婦人科を標榜する医療機関において、不育症と診断され、不育症検査・治療を受けられた方
  
- 補助回数、補助金額は次のとおりです。
  - (1) 1回の治療につき15万円を限度として、治療を受けられた医療機関で医師の認めた治療の自己負担分(保険適用外)を補助します。
  - (2) 治療開始から治療終了までを1回の申請とし、5回まで補助します。
  
- その他
  - (1) 本市に転入した場合は転入日以降の治療分が補助の対象となります。
  - (2) 転出される場合は、転出日前日までに申請をしてください。転出後の申請は受付できませんのでご注意ください。
  - (3) 第2子目以降も補助対象となります。

申請をご希望される方は、所定の書類がありますので、あらかじめ手続きについてお問い合わせください。



小牧市保健センター 電話 0568-75-6471
------------------------------



○ 申請の手続き方法

必要書類のお渡しします。

このような時に申請をしてください

- 出産した時
- 流産又は死産した時
- 医師やご自身の判断で治療を終了した時  
※この場合、医師の証明が必要です
- 転出前(転出される前日までの治療が申請可能)



不育症治療が終了したら、必要書類のご記入と添付書類のご用意をお願いします。

- 検査及び治療期間中に支払った金額の領収書を保管しておいてください。
- 領収書は日付順に並べてください。
- 申請ができる治療期間は不育症の治療を開始してから治療終了までです。

- ① 小牧市不育症治療等補助金交付申請書(様式第1)
  - ② 小牧市不育症治療等補助金交付に関する同意書(様式第2)
  - ③ 小牧市不育症治療等受診等証明書(様式第3)は医療機関で証明を受けてください。
  - ④ 小牧市不育症治療等補助金交付請求書(様式第6)
  - ⑤ 住民票(申請日前3か月以内のもの)…双方のいずれかが小牧市に住民票がない場合はご用意ください。
  - ⑥ 戸籍謄本(申請日前3か月以内のもの)…戸籍が小牧市にない方はご用意ください。
  - ⑦ 事実婚関係に関する申立書(様式4)と各々の戸籍  
※外国籍の場合、独身証明書を提出してください。(大使館等で交付されています)
  - ⑧ 婚姻届受理証明書(申請日前3か月以内のもの)…双方のいずれもが外国籍の場合はご用意ください。  
※本市に転入した場合は転入日以降の治療分が補助の対象となります。
- ⑤、⑥については、様式第2の同意に基づき、本市で証明できる場合は省略することができます。



◇助成金の申請は、治療終了日の翌日から6ヶ月以内に申請をしてください。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分までとなります。土、日、祝日はお休みです。

○ 申請時に必要な書類・持ち物

- 不育症検査・不育症治療期間中にご用意いただいた必要書類①～④、添付書類⑤～⑧(個人により必要な書類は異なります)
- 領収書(原本とコピーの両方をお持ちください。)原本は受付印を押して返却します。
- 双方の健康保険証のコピー
- 振込先の通帳のコピー(銀行名、支店名が確認できるようにしてください。)



申請時、確認にお時間をいただく場合がございますので、時間に余裕をもってお越しください。

小牧市不育症治療等補助金交付決定通知書を1～2か月後にお送りします。

交付決定通知後、2週間ほどで指定の金融機関に振込みますので、ご確認ください。